

誓約書兼チェックシート

すべてに誓約いただける方のみが出店可能対象者になります

チェック項目	チェック
食品衛生責任者の資格を有すること（当日までに取得済みであればOK・飲食店のみ）	<input type="checkbox"/>
18L以上の給水タンク、18L以上の排水タンク及び受け容器を準備していただき、各自で持ち帰ること（飲食店のみ）	<input type="checkbox"/>
出店の際に出たゴミは、各自で持ち帰り、商工会のゴミステーションに捨てないこと（給排水も含む）	<input type="checkbox"/>
ビニールカーテン、厚板等でテントの仕切りは3方向必ず設置すること（飲食店のみ）	<input type="checkbox"/>
1つのテントにつき調理工程は1つに収めること（「揚げる」のみ、「焼く」のみ等・飲食店のみ）	<input type="checkbox"/>
消防署・保健所等の指示に従うこと	<input type="checkbox"/>
HACCPに沿った衛生管理を徹底すること（飲食店のみ）	<input type="checkbox"/>
使い捨ての食器を使用すること	<input type="checkbox"/>
出店時は、見える場所に営業許可書を掲示すること	<input type="checkbox"/>
主催者並びに参加者・関係者を非難したり責任をとわないこと	<input type="checkbox"/>
出店者会議に必ず参加すること（不参加・欠席の場合は出店できません）	<input type="checkbox"/>

以上の項目について確認し、同意いたします。

事業所・氏名

テント等での食品提供について

祭礼、催事等において、テント等の簡易な施設で飲食物を調理、販売する場合は、営業許可が必要です。取り扱うことができる品目や調理工程に制限がありますので、営業場所の所在地を管轄する保健所へあらかじめご相談ください。

営業の種別

	露店営業	臨時営業
対象	占有する簡易な組立式施設において、飲食物の簡易な調理を行い、客に提供する営業で、以下の①又は②のいずれかに該当するもの ①日本古来の伝統産業、祭礼、催事等の開催地を短期間で巡回して行う営業 ②①以外で、提供後速やかに消費されることを前提として、 <u>短時間で営業場所を移動して行う営業</u>	以下の③と④の両方を満たすもの ③提供後速やかに消費されることを前提として、 <u>簡易な組立式施設又は既設の建物</u> において、飲食物の簡易な調理を行い、客に提供する ④同一の場所で1月以内の期間行う
許可期間	5年間 ※期限満了時に更新可	1か月以内 ※同一場所で施設を解体せず継続する場合に限る

申請書類等

営業場所の所在地を管轄する保健所（露店の場合は施設の保管場所）に以下の必要書類と申請手数料（三重県収入証紙）を提出してください。

- (1) 営業許可申請書（露店・臨時）
- (2) 施設の構造及び設備を示す図面
- (3) 【露店のみ】営業施設の正面及び側面が確認できる写真
- (4) 【臨時のみ】会場内での施設設置場所を示す見取り図
- (5) 手数料【露店】10,000円(更新8,000円)【臨時】2,500円

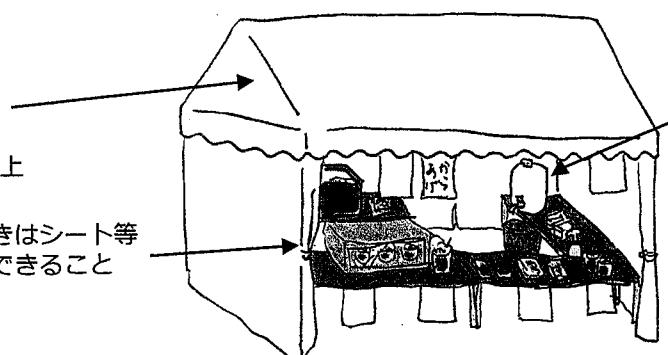


← 県内保健所の管轄と連絡先はコチラ

保健所のご案内 <https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsoudan/35462030850.htm>

施設の構造設備の基準

- ・ 天井※
- ・ 3方の側壁※
- ・ 面積 2.5m²以上
- ・ 営業しないときはシート等で前面を閉鎖できること



○その他

- ・ 必要な冷蔵・冷凍設備：クーラーボックス等でも可能
- ・ ゴミ箱：汚水、汚臭が漏れないこと
- ・ 食品、調理器具、食器等の保管設備

【給排水】

- ①、②あわせて18L以上
- ①手洗い設備
 - ・ 従事者専用で消毒液を備えること
 - ・ タンクを使用する場合はコック、レバー等で開閉できる構造にすること
- ②給水設備
 - ・ 食器洗浄等が必要であれば手洗いとは別に設置すること
- ③排水設備

※補足

- ・ 屋内施設で行い、衛生上支障ない場合は天井や側壁を省略等できます。
- ・ 外気温が高温等の場合は、埃の侵入等を防止できるのであれば、側壁がメッシュ素材等でも構いません。

取扱品目

1施設につき、1品目

調理工程が類似しているものは1品目に含まれます。

露店営業においては、必要な設備があれば、営業日ごとに品目を変えることが可能です。

- 完成品、半完成品または下処理された食品を原材料とし、客に提供する直前に、「揚げる」「焼く」「蒸す」「煮る」などの1工程で加熱調理された食品

分類	品目例
揚げ物	フライドポテト、アメリカンドッグ、唐揚げ
焼き物	お好み焼き、たこ焼き、焼きそば、焼き鳥、フランクフルト、焼き魚、焼きおにぎり
煮物	おでん、スープ、豚汁
めん類	ラーメン、温うどん、温そば
米飯類	牛丼、カレー ※営業施設では加熱、盛り付け、炊飯行為のみ

既製品のジュース、酒類の注ぎ分け、既製品を盛り付けを行うだけの場合は、主たる品目に追加して構いません。

- 既製のソフトドリンク、酒類の注ぎ分け、または混ぜるもの。
- かき氷 ※水のみを原材料とする氷を使用するもの、シロップ等は既製品
- クレープ、りんご飴、チョコバナナ ※果物の細切は許可施設で行うこと

×提供できないものの例

- 【営業施設で冷却工程があるもの】 ······ 冷やし麺類(そうめん、冷やしうどんなど)
- 【営業施設で抽出後冷却するもの、冷水で抽出するもの】 ··· アイスコーヒー、アイスティー
- 【営業施設でパンに野菜等の未加熱具材を挟むもの】 ··· ハンバーガー、サンドイッチ
- 【営業施設でタピオカの成型、茹で行為を行うもの】 ··· タピオカドリンク
- 【営業施設で果物や牛乳等をミキサーにかけるもの】 ··· スムージー
- 【台湾かき氷など、水以外の材料を用いた氷を用いるもの】 ··· 果実氷

その他の留意事項

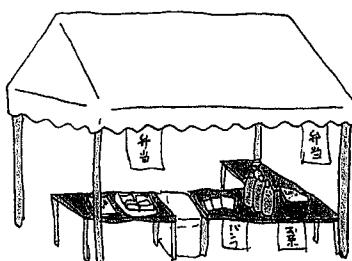
- ・原則、使い捨ての食器を使用してください。
- ・営業中は、店頭の見やすい場所に**営業許可証**又は許可指令書を掲示してください。
- ・施設ごとに**食品衛生責任者**（調理師や製菓衛生師などの有資格者、食品衛生責任者養成講習の修了者など）の設置が必要です。
- ・HACCPに沿った**衛生管理**（温度管理や清掃等について衛生管理計画の作成、計画に沿った衛生管理、実施状況の記録）の実施が必要です。

◎イベント会場等で食品の調理を行わず、販売行為のみを行う場合

→臨時営業や露店営業の許可取得は不要です。

取り扱う食品によっては**食品衛生法**に基づく**営業届出**が必要となりますので、保健所にご相談ください。

施設設備の基準等はありませんが、**食品の温度管理**、**直射日光に当たらないこと**、販売員の**手指消毒等**に注意して販売を行ってください。



◎イベント等食品提供届

無償で食品提供を行う場合、特定多数を対象とするイベント（学校の文化祭、自治会の夏祭りなど）は、露店営業、臨時営業許可是不要ですが、イベント等食品提供届を提出してください。